第20期

第6回

総会議事録

令和6年11月19日

1. 開催年月日　令和6年11月19日（火）

2. 開催場所　正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先﨑孝太郎	出席	田村地区
2	古川　弘作	出席	中央地区
3	安藤　嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木　雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊　清助	出席	逢瀬地区
8	松川　延安	出席	田村地区
9	北島　繁和	出席	湖南地区
10	中尾　一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田　直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永　静夫	出席	中央地区
14	濱津　洋一	出席	田村地区
15	髙野　和介	出席	日和田地区
16	藤田　稔	出席	熱海地区
17	石井　源信	出席	西田地区
18	濱尾　文博	出席	富久山地区
19	伊藤　城治	出席	三穂田地区
20	伊藤　博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】　荘　原　文　彰　　【事務局次長】　齋　藤　　聡

【主任主査兼農地調整係長】　横　井　　淳　　【主任主査兼庶務係長】　片　田　友　博

【農業振興・農業法人係長】　永　沼　宏　介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】　柳　沼　一　幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言　10時30分

8. 閉会宣言　11時15分

郡山市

郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長　　佐久間　俊一

署名人　　松川　延安

署名人　　石井　源信

事務局	ただいまより、第６回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会　長	おはようございます。昨日あたりから冷え込み始めまして 北の方から雪の便りも聞こえてきました。 皆さん、秋の作業も大体終わったと思いますが、健康には 充分、注意していただきたいと思います。 いつも通り、始めますのでよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第８条第１項の規定により 会長に議長をお願いいたします。
議　長	それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第２の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を２名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。
	（全員異議なし）
議　長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 ８番　松川　延安　委員 17番　石井　源信　委員 このお二方にお願いいたします。 次に、会議次第３の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の　柳沼　一幸　主査を選出いたします。 引き続き、会議次第４の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の４ページになりますが、 中央２番につきましては、賃貸借権を設定しておりますが 賃貸借期間の記載がありませんでした。 賃貸借期間30年を追加いたします。

	以上、お詫びして訂正させていただきます。
議　長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、１番　１件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	１番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は子への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。 当該農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	１番　１件について 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、１番　１件について 許可と決します。 次に、２番　１件について、付議いたします。 伊藤　城治委員の調査報告を求めます。
伊藤城治委員	２番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 11月５日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、 農地利用最適化推進委員、事務局職員とで事前審査会を行いました。

	自宅として購入予定の住宅に隣接した農地で、農作業は 受け人が行い、茄子を栽培するとのことです。 当該農地について現地調査をしましたが、草刈り等きれいに 管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	２番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、２番　１件について 許可と決します。 次に、３番　１件について、付議いたします。 藤田　稔委員の調査報告を求めます。
藤田　稔 委員	３番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は贈与、農業開始です。 11月５日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、 逢瀬の渡邊委員、遠藤推進委員、熱海の今泉推進委員、 事務局職員とで事前審査会を行いました。 また11月１日に熱海、３日に逢瀬の現地調査をしたところ 申請地は適切に管理及び耕作されておりました。 農作業常時従事要件について、受け人は当地で10年以上 農業に従事しており、今後は妻とともに耕作していくとのことです。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、 確約しており、また営農に関する地元協力者もいて問題ないと 思われます。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じる

	恐れはありません。 　調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	３番　１件について 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、３番　１件について 許可と決します。 　次に、４番と５番の　２件について、付議いたします。 　これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 　佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一委員	４番と５番について、調査の結果を報告いたします。 　まず４番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。11月９日に現地確認して来ました。 　申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 　現地は受け人の父親の農地に隣接しています。 　受け人と妻が農作業に従事します。 　周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されており 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等を すべて満たしており、調査の結果、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 　次に５番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。11月10日に現地確認して来ました。 　申請の事由は高齢化、経営拡大です。 　現地は受け人の父親の宅地に隣接しています。

	受け人と夫が農作業に従事します。 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されており 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等を すべて満たしており、調査の結果、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
濱津職代	４番と５番の　２件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
濱津職代	異議ないものと認め、４番と５番の　２件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議　長	議長交代いたしました。 次に、６番から８番までの　３件について、付議いたします。 濱尾　文博委員の調査報告を求めます。
濱尾文博委員	６番から８番までについて、調査の結果を報告いたします。 まず６番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人は以前から申請地で家庭菜園をしており、自宅に隣接する 農地のため購入にいたりました。 受け人と妻が農作業に従事します。 以前より居住していたことから地域との調和要件に問題ありません。 調査の結果、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に７番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 ８番は７番の区分地上権の設定になります。 申請の事由は７番が相手方要望、経営拡大です。

	今回の申請地は７月19日総会において許可した案件に 隣接した農地で、前回同様、営農型発電の申請になります。 以前同様、農地の管理がおろそかにおり、困っていたところ 今回の営農型発電の話になり、今後維持してもらえるならと 申請にいたりました。 借人は栃木県の事業者で、三穂田町にも事業所があります。 地域でも実績があり、事業の確実性は問題ないと思われます。 申請地には牧草をまいて牛を放牧し、社員が管理します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地への影響はないと思われます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 農地法第３条第２項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	６番から８番までの　３件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、６番から８番までの　３件について 許可と決します。 次に、９番と10番の　２件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	９番と10番について、調査の結果を報告いたします。 まず９番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は10番との交換です。 受け人と母が農作業に従事します。 次に10番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は９番との交換です。 受け人と妻が農作業に従事します。

	当該農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	９番と10番の　２件について 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、９番と10番の　２件について 許可と決します。 次に、11番　１件について、付議いたします。 北島　繁和委員の調査報告を求めます。
北島繁和委員	11番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 11月５日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、 事務局職員とで事前審査会を行いました。 受け人は現在、自営で自動車板金業をしながら湖南にある 妻の実家の農業を手伝っています。 妻の実家は水稲を中心に営農していますが、高齢化に伴い 将来は自作できない状況にあります。 このことへの足掛かりとして、受け人が湖南の空き家と農地を 取得し、将来に備え農業を勉強するために新規就農するものです。 申請地は取得した家から1.9㎞と近く、草刈り等の管理を しています。周りの畑ではとうもろこし、きゃべつ、そばなどの 栽培をしており、自分ではきゃべつ、白菜、大根を自家用で栽培し、 その後収穫量を増やし、販売することが当面の目標です。 農機具はトラクターと耕運機を取得しており、耕作には支障ないと

	思います。当面の作業は一人で行いますが、年間150日以上の 作業日数は確保するということ、また妻の親が近くにいるので 助言及び協力は受けられるということです。 　地域の農地利用調整に協力及び参加し、防除基準を順守して 近隣住民との交流も活性化させます。 　調査の結果、農地法第３条第２項各号に該当する事項は ありませんでしたので、許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	11番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、11番　１件について 許可と決します。 　次に、12番　１件について、付議いたします。 　松川　延安委員の調査報告を求めます。
松川延安委員	12番について、調査の結果を報告いたします。 　使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 　申請の事由は相手方要望、農業開始です。 　11月５日に事務局会議室で事前審査会を行いました。 　使用借人は使用貸人の孫娘の夫にあたり、同じ敷地に住んでいます。 　将来、後継者になるということです。 　現地調査の結果、水田として適正に管理されており、 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を 満たしており、農地法第３条第２項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）

議　長	12番　１件について 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、12番　１件について 許可と決します。 次に、13番　１件について、付議いたします。 石井　源信委員の調査報告を求めます。
石井源信委員	13番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 11月13日、受け人に電話で聴き取りをしました。 受け人は令和５年に新規就農して初めて農地を取得しました。 申請地は草刈り等の管理はされており、古い大きな梅の木が ２本あります。今後、ブルーベリー等を植えたいとのことです。 また北側には他の人の住宅があり、庭先を通らないと畑に 行けない状況ですが、住人との関係は良好とのことでした。 これらのことから確実に作業を行うと考えられ、農作業常時従事 要件、全部効率要件、地域との調和要件を満たしており、 農地法第３条第２項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	13番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、13番　１件について 許可と決します。 次に、14番　１件について付議いたします。 吉田　直衛委員の調査報告を求めます。
吉田直衛委員	14番について、調査の結果を報告いたします。

	渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 11月17日に聴き取り調査と現地調査を行いました。 申請地は以前、道路の拡幅工事で分断され、小面積が残り 受け人に無償で譲ったものです。現在は田んぼの法面になっており きれいに草刈りがされています。 農作業は受け人が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	14番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、14番　１件について 許可と決します。 以上で、議案第１号を終わります。 続いて、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、１番　１件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	中央１番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は鉄塔周辺工事用地のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 特別高電圧送電鉄塔の建て替え及び電線の張り替え工事を行います。 申請地は資材置場として使用します。鉄板を敷き、土砂の 流出を防ぎます。雨水は自然浸透、汚水と雑排水は発生しません。 工事完了後には農地に復旧する旨の確約書が添付されています。

	以上、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	１番　１件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地２－１－（１）－ア－（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は２－１－（１）－ア－（イ）－C で、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項 又は第９条第１項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	１番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、１番　１件について、 許可と決します。 次に、２番　１件について付議いたします。 須永　靜夫委員の調査報告を求めます。
須永靜夫委員	中央２番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由はドッグラン施設です。

	11月13日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 農地区分は第２種農地と判断しました。 申請地は令和４年11月の第19回総会において、３条申請により許可された農地ですが、ブルーベリーを数本植えたのみです。 ほぼ同時期に中小企業庁の補助事業の一環としてドックラン施設を整備したものです。 これに対して、農業委員会から再三にわたり原状回復又は５条による許可申請をするよう指摘されてきたところであり今回の申請になりました。 申請地周辺には農地はなく、道路や住宅に隣接しております。 また構造物もないため、農地への影響はないと思われます。 新規就農から２年での５条申請ですが、顛末書が提出され、さらに本人も深く反省しております。違反状態の是正案件です。 以上、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第２種農地２－１－（１）－オー（ア）－ａ－（b）で甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲にある公共施設近距離農地です。 通常は施設の周囲500m以内ですが、宅地の面積が40%を超える場合、その割合が40%になるまで、かつ１㎞まで延長することができます。 申請地は大槻行政センターから約700mの距離にあり、宅地の割合が58%ですので適用することができます。 許可基準は２－１－（１）－オー（イ）で、第２種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。

	以上補足説明といたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。濱尾委員。
濱尾文博 委員	購入してから転用するまで、何年という規制はないのですか。
議　長	事務局。
事務局	３条申請は農地で耕作しますので、許可してくださいという 内容ですので、事務局では１年１耕作はしてほしいと話しています。
議　長	その他、ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	２番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、２番　１件について、 許可と決します。 次に、３番　１件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	喜久田３番　１件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場です。11月13日、現地確認して来ました。 従前から使っていた駐車場が開発のため、地主から売却するので 返してほしいということで今回の申請になりました。 農地区分は第２種農地と判断しました。 農振法外で市街化調整区域です。 北側の既存駐車場に隣接しており、農地は南だけなので 農地の集団性を分断することはありませんし、北下がりなので 日照も問題ありません。 雨水排水は自然浸透及び既存側溝へ排水します。 汚水は発生しません。 調査の結果、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。

濱津職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第２種農地２－１－（１）－オー（ア）－ａ－（b）で ２番同様です。 申請地はJR喜久田駅から概ね500m以内の距離にあります。 許可基準は２－１－（１）－オー（イ）で、２番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
濱津職代	３番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
濱津職代	異議ないものと認め、３番　１件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議　長	議長交代いたしました。 次に、４番　１件について付議いたします。 濱尾　文博委員の調査報告を求めます。
濱尾文博委員	富久山４番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は営農型太陽光発電の支柱部分の転用です。 申請地の東と北側が道路、西側が法面、南側は農地ですが 耕作していません。雨水は自然浸透ですが、支柱部分以外は 造成を行わないため、土砂の流出等、周辺農地への影響は ないと思われます。 また隣地境界から６ｍ離れてパネルを設置するため、日照や 通風等、周辺農地への影響はないと思われます。 以上、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、

	許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	４番　１件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地２－１－（１）－ア－（ア）で １番　同様です。 許可基準は２－１－（１）－ア－（イ）－c で、 １番　同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	４番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、４番　１件について、 許可と決します。 次に、５番　１件について付議いたします。 松川　延安委員の調査報告を求めます。
松川延安委員	田村５番　１件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 受け人の業務用倉庫用地の一部にある敷地排水用側溝として 既に利用している土地を、許可申請するものです。 申請地が隣地に越境していたためです。工事は既に済んでいます。 11月15日、申請人が立ち合いのもと、現地を確認しました。 現在の倉庫は平成７年に先代の社長が建築許可を受けて建築した ものですが、今回の測量で農地に越境していることが判明したため 水路を開発区域に含め、都市計画法第40条第１項の付け替えを 行います。 これにより隣地への越境や隣地からの越境を含め、 すべて合法敷地になります。

	以上、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	５番　１件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第１種農地２－１－（１）－イ－（ア）－a で 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の 一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は２－１－（１）－イ－（イ）－e－（e）で 既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	５番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、５番　１件について、 許可と決します。 次に、６番　１件について付議いたします。 石井　源信委員の調査報告を求めます。
石井源信委員	西田６番　１件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資材及び重機置場です。 農地区分は第２種農地と判断しました。 11月11日に現地調査を行いました。借人は現在、借地により 使用していた資材置場等を所有者に返却することになり 代替用地が必要になったため、今回の申請になりました。 申請地は傾斜地の中ほどにあり、南は借人の事務所及び既存の 駐車場で、西にお寺及び墓地、東は石材店と隣接しております。

	９月には草刈り等を行い、周りにＵ字溝が入ったため、 雨水等により周辺農地への影響はないと考えられます。 以上、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	６番　１件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第２種農地２－１－（１）－カ で 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第１種農地、２－a－①及び②、２－b－①の第２種農地及び 第３種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は２－１－（１）－カ－（イ）で、第２種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	６番　１件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、６番　１件について、 許可と決します。 以上で、議案第２号を終わります。 続いて、議案第３号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の 規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を

	求められたので、この適否についてお諮りいたします。 　１番から３番までの　３件について付議いたします。 　事務局の調査報告を求めます。
事務局	１番から３番までの　３件について、所有権移転申請があり 調査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を 満たしており、適当であると認められますので ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	１番から３番までの　３件について 承認と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、１番から３番までの　３件について 承認と決します。 　以上で、議案第３号を終わります。 　続いて、議案第４号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 　１番と２番の　２件について付議いたします。 　先﨑　孝太郎委員の調査報告を求めます。
先﨑孝太郎委員	田村１番と２番について、調査の結果を報告いたします。 　所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 　申請事由は地目変更のためです。 　隣接している場所なので一緒に報告いたします。 　10月31日、事務局職員と現地調査を行いました。 　申請地は相続してから耕作しておらず、現在は篠竹及び灌木が 繁茂しており農地復元は困難と思われます。 　ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	１番と２番の　２件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。

	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、１番と２番の　２件について、 非農地と決します。 以上で、議案第４号を終わります。 続いて、議案第５号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 １番　１件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第５号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の３者間での 農地の貸借について定める農用地等利用促進計画の案について 郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 計画案１番について、計画の内容を調査したところ、適当と 認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	１番　１件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議　長	異議ないものと認め、１番　１件について 原案のとおり決します。 以上で、議案第５号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、１番から５番までの　５件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第１号を終わります。 続いて、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による

	農地転用届出について」 　次のとおり、１番から11番までの　11件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 　報告第２号を終わります。 　続いて、報告第３号「許可処分の取り消しについて」 次のとおり、１番　１件について許可処分の取消願いの提出が あり、適当と認め取消したので報告する。 　報告第３号を終わります。 　続いて、報告第４号「農地法第18条第６項の規定による 通知について」　次のとおり、１番と２番の　２件について 通知書の提出があったので報告する。 　報告第４号を終わります。 　続いて、報告第５号「相続税の納税猶予に関する適格証明書について」 次のとおり、１番　１件について農地等の相続人より相続税の納税猶予 に関する適格証明書の証明願いの提出があり、適当と認め証明書を 交付したので報告する。 　報告第５号を終わります。 　ただいまの　第１号から第５号までの報告について ご質問等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議　長	以上で報告事項を終わります。
議　長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 　以上で、第６回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第６回総会（令和６年１１月１９日開催）の概要

第３条　農地の移動は
　１４件で、　田　１２，６３２㎡　　畑　３，９５１．６５㎡　でした。

第５条　農地の転用は
　６件で、　ドッグラン施設１件、車両置場１件、営農型太陽光発電設備１件、側溝１件、資材及び重機置場１件、一時転用１件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。